はじめに

東京都福祉サービス第三者評価は、サービスの質の向上に向けた事業者の自主的取り組みを促進するとともに、利用者のサービス選択のための情報を提供することを目的とし、全国に先駆けて、2003 (平成15) 年度から実施しています。

制度開始以来、評価対象福祉サービスの拡大、法改正などに合わせた評価項目の見直しを随時行う一方、様々な機会を活用して、事業者に対し受審の働きかけを行うとともに、都民に向け制度の普及啓発を実施しています。

評価制度の質の向上のためには、評価の実務を担う評価者の福祉サービスについての制度的な理解はもちろんのこと、評価手法及び評価項目への理解が不可欠です。このため、東京都福祉サービス評価推進機構では、評価者に向けた様々な研修を提供してきました。一方で、評価機関及び評価者の多くは、さらなる自己研鑽が必要であるとの認識を持っていることが分かりました。

そこで、この度、東京都福祉サービス評価推進機構を運営する公益財団法人東京都福祉保健財団では、評価機関及び評価者の支援のため、東京都第三者評価の対象61サービス(2019(令和元)年度)について、法的根拠、サービスの概要・特性、評価を実施するに当たっての留意点や手法などを解説するハンドブックを作成しました。

評価者の自己学習や評価の事前準備の一助としていただければ幸いです。

▽自己学習の第一歩に!

• 本書は、評価対象福祉サービスへの理解の第一歩として、基礎的な事項を掲載しています。本書を きっかけに、更なる理解を深めていただけるよう、可能な限り巻末に参考文献一覧を掲載していま すので、ぜひそちらも読んでみてください。

▽評価手法の確認に!

- コンパクトなハンドブックですので評価現場に携帯し、評価手法の確認にお役立てください。
- ・福祉サービスごとに、間違えやすい評価手法の留意点を簡単にまとめています。なお、詳細については、必ず評価を実施する年度の「東京都福祉サービス第三者評価ガイドブック」(以下「ガイドブック」という。)などでご確認ください。

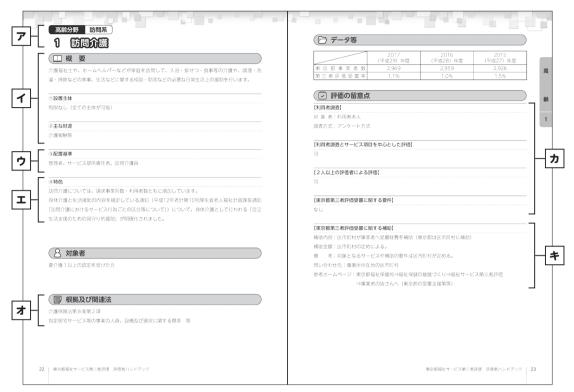
CAUTION

本書に掲載しているデータは2019(平成31)年3月時点のものです。

法令や補助の内容等は変更になる可能性がありますので、最新情報は厚生労働省ホームページや東京都ホームページなどで各自ご確認ください。

本書の見方(サービス解説)

【左ページ】 【右ページ】



【左ページ】

7 分野、系、サービス名……… ガイドブック2019に従っています。

※系:利用者調査方式を示すものです。

参照)

☑ 配置基準…………… サービス提供事業所に配置されている職員について、簡単に記載してい

ます。(詳細は、「根拠及び関連法」記載の配置基準より確認してくださ

(い。)

載しています。(P144「参考文献一覧」参照)

| 根拠及び関連法………… サービスが規定されている法令と事業所の配置基準など関連がある法

令、基準名などを掲載しています。

【右ページ】

カ 評価の留意点

評価手法の詳細については、必ず評価する年度のガイドブックで確認するようにしてください。

▶ 東京都第三者評価受審に関する補助

詳細については、当該年度の東京都福祉保健局ホームページ(参考ホームページ参照)もしくは掲載してある「問い合わせ先」に必ず確認してください。

目 次

はじ	はじめに				
高齢	3分野の現状	7			
障害	3分野の現状	11			
保育	5分野の現状	14			
社会	的養護分野の現状	17			
婦人	保護・保護分野の現状	20			
高齢分野					
1	訪問介護	22			
2	訪問入浴介護	24			
3	訪問看護	26			
4	特定施設入居者生活介護【有料老人ホーム・ケアハウス】	28			
5	福祉用具貸与	30			
6	居宅介護支援	32			
7	通所介護【デイサービス】	34			
8	地域密着型通所介護	36			
9	認知症对応型通所介護	38			
10	短期入所生活介護【ショートステイ】	40			
11	指定介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】	42			
12	介護老人保健施設	44			
13	軽費老人ホーム (A型)	46			
14	軽費老人ホーム (B型)	48			
15	軽費老人ホーム(ケアハウス)	50			
16	都市型軽費老人ホーム	52			
17	養護老人ホーム	54			
18	小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56			
19	認知症対応型共同生活介護 【認知症高齢者グループホーム】(介護予防含む)	58			
20	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	60			
21	看護小規模多機能型居宅介護	62			
障될	雪分野				
22	居宅介護	64			
23	短期入所	66			
24	生活介護	68			
25	生活介護(主たる利用者が重症心身障害者)	70			
26	自立訓練(機能訓練)	72			
27	自立訓練(生活訓練)	74			

28	宿泊型自立訓練	76
29	就労移行支援	78
30	就労継続支援A型	80
31	就労継続支援B型	82
32	多機能型事業所	84
33	障害者支援施設	86
34	共同生活援助【グループホーム】	88
35	児童発達支援センター	90
36	児童発達支援センター(主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児)	92
37	医療型児童発達支援センター(主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児)	94
38	児童発達支援事業	96
39	児童発達支援事業(主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児)	
40	放課後等デイサービス	100
41	放課後等デイサービス(主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児)	102
42	障害児多機能型事業所	104
43	障害児多機能型事業所(主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児)	106
44	福祉型障害児入所施設(旧知的障害児施設)	108
45	福祉型障害児入所施設(旧第二種自閉症児施設)	110
46	福祉型障害児入所施設 (旧ろうあ児施設)	112
47	医療型障害児入所施設(旧肢体不自由児施設)	114
48	医療型障害児入所施設(旧重症心身障害児施設)	116
子	ども・家庭分野 こうしゅう ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
49	認可保育所	118
50	認定こども園	120
51	認証保育所A型・B型	122
52	認可外保育施設 (ベビーホテル等)	124
53	母子生活支援施設	126
	児童養護施設	128
	児童自立支援施設	
	児童自立生活援助事業【自立援助ホーム】	132
57	乳児院	134
h크 i		
	人保護・保護分野	
	婦人保護施設	136
59		138
	更生施設	140
61	宿所提供施設	142
4 2 +	γ + h	1 4 4
参老	ぎ文献一覧	144

高齢分野 訪問系

1 訪問介護

□ 概 要

介護福祉士や、ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言などの必要な日常生活上の援助を行います。

①設置主体

制限なし (全ての主体が可能)

②主な財源

介護報酬等

③配置基準

管理者、サービス提供責任者、訪問介護員

4)特色

訪問介護については、請求事業所数・利用者数ともに増加しています。

身体介護と生活援助の内容を規定している通知(平成12年老計第10号厚生省老人福祉計画課長通知 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」)について、身体介護として行われる「自立 生活支援のための見守り的援助」が明確化されました。

△ 対象者

要介護1以上の認定を受けた方

■ 根拠及び関連法

介護保険法第8条第2項

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等

◯ データ等

	2017 (平成29) 年度	2016 (平成28)年度	2015 (平成27)年度
東京都事業者数	2,969	2,959	2,926
第三者評価受審率	1.1%	1.0%	1.5%

| 評価の留意点

【利用者調査】

対象者:利用者本人

調査方式:アンケート方式

【利用者調査とサービス項目を中心とした評価】

可

【2人以上の評価者による評価】

可

【東京都第三者評価受審に関する要件】

なし

【東京都第三者評価受審に関する補助】

補助内容:区市町村が事業者へ受審経費を補助 (東京都は区市町村に補助)

補助金額:区市町村の定めによる。

備 考:対象となるサービスや補助の要件は区市町村が定める。

問い合わせ先:事業所所在地の区市町村

参考ホームページ:東京都福祉保健局⇒福祉保健の基盤づくり⇒福祉サービス第三者評価

⇒事業者の皆さんへ(東京都の受審支援策等)